

平成27年度第1回関東学生法律討論会

【学内予選のお知らせ！】

・法律討論会とは！

討論会ごとに、持ち回りの大学の教授が法律に関する問題を出題し、その問題に対して、出場者(=論者)が自分なりの解答(=論旨)を作成、会場においてその論旨を10分以内で発表し(=立論)、その後10分間の質疑応答時間が与えられるので、他の論者やその他の参加学生が、立論に対して質問をするという形式となっており、論旨の内容と質問に対する応答をもとに、審査員の先生方に採点していただき、それに基づいて順位が決まります。

参加大学は明治大学、慶應義塾大学、中央大学、立教大学、早稲田大学、日本大学、駒沢大学、専修大学、の八大学となっています。

また、この討論会において、優秀な成績を取めた明治大学の学生には、明治大学法学部より「学部長賞」が与えられます。この「学部長賞」は法科大学院へ進学する際に加点ポイントとなり、法科大学院入試を有利にすることができます。また、これは立論の部、質問の部それぞれに「立論賞」、「質問賞」として設けられています。

【本選詳細】

- ・日程：6月14日（日）
 - ・会場：日本大学水道橋キャンパス3号館
 - ・出題分野：憲法
 - ・出題者：日本大学大学院法務研究科教授 岡田俊幸
- ※本選の開始時間等の詳細は後日ご連絡いたします。

今回の問題はこちら！

第六十四回関東学生法律討論会問題

科目：憲法

Xは、大阪市α区の選挙人名簿に登録されている者であるが、平成22年7月11日当時、傷害事件、威力業務妨害事件、道路交通法違反・大阪府条例違反事件について懲役刑に処せられて刑務所で服役中であったことから、同日実施された参議院議員通常選挙において、公職選挙法11条1項2号に該当するとして選挙権を有しないものとされた。Xは、選挙権を違法に否定されたことにより精神的苦痛を受けた

として、国家賠償法1条1項に基づき、損害賠償を請求した。
Xは、この訴訟において、公職選挙法11条1項2号は憲法に違反していると主張した。公職選挙法11条1項2号の憲法適合性について、あなたはどのように考えるか。あなたと異なる考え方を批判しつつ、あなた自身の見解を述べなさい（注：本問では被選挙権の制限について論じる必要はない。また、国家賠償法上の違法性についても論じる必要はない。）。

出題者：岡田俊幸（日本大学大学院法務研究科教授）

・学内予選とは！

明治大学では各討論会において、明治大学の代表論者を決める学内予選を開催しております。これは法学会が主催しているものですが、三年生以下の法学部生であれば誰にでも出場資格があります。この機会に是非出場を検討してみてください。また、論者としてではなくても、質問希望の方や見学希望の方もお気軽に会場へお越しくださいませ。

【学内予選詳細】

- ・日程：5月23日(土)
- ・会場：明治大学駿河台キャンパス リバティータワー1133 教室
- ・審査員： 明治大学法学部教授 廣澤 明先生
- ・開場：12時30分
- ・開会：13時00分

※会場へお越しの際はスーツ着用をお願いします。

【申込要項】

- ・参加資格：明治大学法学部在籍の3年生以下の学生
- ・応募期限：5月16日（土）正午まで
- ・応募方法：法学会の担当者へ出場する旨を連絡
- ・担当者：明治大学法学会 関東学生法学連盟部副責任者
田代 望 メール：ibm5100.1437@gmail.com

注意事項

・多数の予選出場希望者がでた場合、出場希望者全員分の立論及び質疑応答の時間が確保できない可能性があります。その場合は、審査員の先生による論旨

審査を行い、予選出場者を制限させていただきます。

・論旨審査の実施の有無に関しましては、予選2週間前に予選出場希望者が出席しましてから、ご連絡致します。

・上記のように論旨審査を行う場合、審査は予選当日の午前中に実施いたします。

・その論旨審査の結果、予選論者として論壇に立てる方を3名程度に選抜いたします。

・ 論旨審査の結果は当日12時30分には発表致します。 審査の結果で残念ながら立論の対象にならなかった方も、予選における立論者への質問、予選会後の審査員の先生との勉強会にはぜひご参加下さいませ。

・

◎討論会についてのご質問等ございましたら、上記連絡先にお気軽にご連絡ください。

以上